

まずは自宅の耐震診断を！

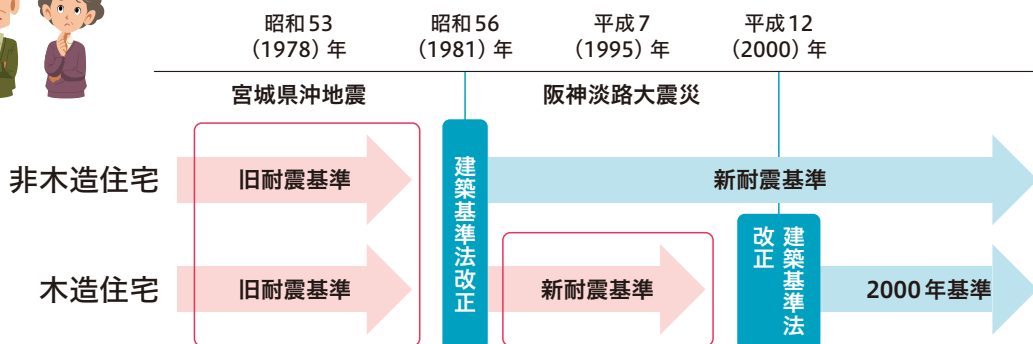


住宅・建築物の耐震化について

市では住宅の耐震化を検討する際の相談窓口の設置や耐震アドバイザーの派遣、費用の助成を行い、建物所有者の耐震化の取り組みを支援しています。



自宅の建築時期は？



耐震化の支援を受けられます！

旧耐震基準の住宅・マンション

＊昭和56年5月31日以前に着工

新耐震基準の木造住宅 (2階建て以下)

＊昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に着工

今年度から拡充！

- 自己負担5万円で耐震診断が受けられます
- 補強設計、耐震改修の費用の一部を助成します



① 耐震診断

自宅の耐震性を専門家に診断してもらいます

耐震化の流れ

②

耐震性が不足している場合

耐震改修する

解体する

補強設計
耐震改修のための設計を行います

耐震改修
設計した内容で改修を行います

除却

解体工事を行います

耐震化助成制度 (以下の表は制度の一部です)

区分	耐震診断		補強設計		耐震改修		除却
	助成率	限度額		助成率	限度額		
木造住宅	2/3	9万円	9万円	1/2	100万円	50万円*	
非木造住宅		50万円	50万円		150万円	75万円	
分譲マンション		200万円	200万円	1/3	1億6733万円 (5万200円/m ²)	8333万円 (2万5000円/m ²)	

＊旧耐震基準のみ

耐震アドバイザー派遣制度

- 市が派遣する専門家が、住宅の耐震化に関する相談対応や簡易診断を無料で実施します
- 木造住宅は自己負担5万円で耐震診断を行うことができます
- ・ 旧耐震基準の木造住宅 安心パック (耐震診断+補強計画)
- ・ 新耐震基準の木造住宅 耐震診断